

新潟市告示第 2 7 6 号

収納事務の委託について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 3 条の 2 第 1 項の規定により、新潟市岩室地区公民館使用料の収納事務について、次のとおり委託したので、同条第 2 項の規定により、下記のとおり告示する。

令和 7 年 4 月 1 日

新潟市長 中原 八一

記

1 収納事務受託者の名称及び主たる事務所の所在地

名 称 公益社団法人 新潟市シルバー人材センター 理事長 若林 孝
所在地 新潟市中央区上所 1 丁目 1 1 番 4 号

2 収納事務を行わせる歳入

新潟市岩室地区公民館使用料

3 指定公金事務取扱者として指定した日

令和 7 年 4 月 1 日

4 収納事務を委託した日

令和 7 年 4 月 1 日

5 収納事務を行わせる期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで